

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2010. 6.10発行〈通巻第402号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



●中労委 ニチアスとの団交命令取り消す	2
●過労疾患の労災認定率が低下!	
2009年度脳・心臓疾患、精神障害労災補償状況発表	6
●連載 それぞれのアスベスト禍 その5 古川和子	8
●アスベスト報道ダイジェスト 2010年5月	10
●韓国からのニュース	11
●前線から(ニュース)	17

対日通・ニチアス中皮腫損害賠償訴訟で証人尋問 大阪／はつりじん肺損
害賠償訴訟 第2回期日報告 大阪

5月の新聞記事から／19
表紙／吉崎さん姉妹(中央)と位田浩弁護士(左)
6月9日大阪地裁前・前線参照

'10 6

中労委 ニチアスとの団交命令取り消す

関西労働者安全センター事務局 中村 猛

2010年5月28日、中央労働委員会第三部会（部会長・赤塚信雄）は、奈良県労働委員会がニチアス株式会社に、全造船ニチアス関連企業退職者分会との団体交渉に速やかに誠意を持って応じるように命じた決定を取り消す命令を、関係者に交付した。

第1 事件の概要

- 1、よくご存じのように、この事件は、いわゆる『クボタ・ショック』で石綿曝露による疾病の可能性が広く認識されるようになり、かつてニチアスで石綿曝露作業に従事した労働者たちが2006年9月に労働組合に加入し、会社に石綿健康被害の補償制度の創設などを議題とする団体交渉を求めたところ、会社がこれを拒否した。
- 2、労働組合が奈良県労働委員会に団体交渉拒否の救済を求めたところ、2008年7月、奈良県労委が労働組合法7条2号（団体交渉拒否）に該当する不当労働行為と認定し、団体交渉に速やかに誠意を持って応じるように命令した。
- 3、会社がこれを不服として、この命令の取り消しを求めて、中労委に再審査を申し立てたという事件である。

第2 事件の争点

- 1、労組法第7条2号は「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと」を不当労働行為として、罰則を持って禁止している。
- 2、従って主要な争点は、『かつて会社で石綿曝露作業に従事した労働者たち』が労組法第7条2号の「雇用する労働者」であるかと、会社が団体交渉を拒否したことについて、「正当な理由」があったかである。

第3 中労委の判断

中労委は上記の争点について、

- 1、会社が雇用する労働者かどうかについて、庄田分会長ら組合員は現に会社雇用されていない労働者であり、現在起こっている紛争は、a) 雇用継続中にその紛争が頭在化し、退職後に持ち越されたものでなく、b) 退職の是非が争われたものでもない。従って、組合員は労組法第7条2号の「雇用する労働者」に該当しないことになる。
- 2、しかし紛争の諸事情を勘案すれば、「雇用関係が確定的に終了したとはいえない」とすることもあり得るとして、この場合の諸事情は団交義務の範囲が不合理・不明確にならないように検討されねばならないであって、その諸事情とは、紛争がa) 退

職前に起因した紛争である。b) 退職者の生命・健康に係わる客観的に重大な案件に係わる紛争である。c) 紛争が退職前に顕在化しなかったことについて、客観的にやむを得ない事情がある場合であるとした。

3、そして、庄田分会長ら6人には上記のa) b) c) から、「雇用する労働者」に準じて考える余地がないではない」として、確定的な判断は示さなかった。

4、しかし他の4人の分会員については、明確に、「会社が雇用する労働者ではない」として、団体交渉権を否定した。

5、団交拒否に「正当な理由」があったかどうかについては

1) 退職から紛争の発生までに長期間経つており、そのことにやむを得ない事情はあるが、法的安定性・明確性の側面から、団交を義務づけるのが、必須かつ適切であるかどうかに疑問なしとしない、とした上で、期間の長短は、団交拒否に正当理由があるかの考慮すべき1つの要素になる。

2) 会社に団交義務があるのは、所属する退職者のみに係わる権利主張としての補償要求に限られると限定し、この間会社が石綿被害対策をそれなりに実施し、独自の保障を実施していることを評価して、これも団交拒否に正当理由があるかの考慮すべき1つの要素になる。

3) 更に、組合員の当然の抗議行動を、建設的な話し合いをするのが困難な状況であったと認定し、その状況が改善されなかつたにもかかわらず、その一方

で会社は弁護士を指定するなど、話し合いの道筋は準備していたと評価し、これも団交拒否に正当理由があるかを考慮すべき1つの要素になるとした。

6、結局中労委は、庄田分会長ら6人が『雇用する労働者』かどうかについては確定的な判断を示さず、もう一つの争点である団交拒否に「正当な理由」があったかどうかについて、いくつかの考慮すべき要素を挙げて、会社が団体交渉を拒否したこと、「正当な理由」があったのだから不当労働行為ではないとして、奈良県労委が出した救済命令を棄却するという結論を導いたのである。

第4 命令には出てこない気になる事情

以上のように結論は極めて不向きわまりないものであるが、命令書に出てこないいくつかの気になる事情がある。

1、中労委での初めての調査の日。第三部会の赤塚部会長(元・東京高裁判事)が、『この事件は法律解釈がどうなるかの事件です。私の頭の中では既に2通りの命令が書けている』と、言ったのである。確かに団体交渉拒否をした事実は歴然としているので、残る問題は団体交渉を拒否したことが不当であるかどうかだけである。いつもよくしゃべる公益委員だという評判ではあったが、あの軽さがこの結果を…。

2、既に書けていたはずなのに、命令までの時間がかかったのも気になる点である。

1) 労働委員会は「調査」を終えて争点が整理されると、「審問計画」を出す。審問計画には、今後どの様に審問を進めるか、証人調べはどうするか、そしていつ



- 頃命令を出すかなどが書かれている。これは単なる計画ではなく、審問計画が出されると以後の証拠の提出が制限されるなど、一定の法的な効果のあるものである。そして本件の審問計画では、命令は2009年6月末頃としてあった。
- 2)ところが中労委は、『この事件は難しい事件なので、部会でなく全体会議で結論を出したい。全体会議にかけるのでもう6ヶ月時間が欲しい』と言ってきた。この事件は第三部会に懸かっている。最高裁でいえば小法廷で扱っていた事件を大法廷でやりたいので時間が欲しいといつてきただようなものである。そして6ヶ月後である2009年末には、住友ゴム事件の大坂高裁判決が控えていた。ご承知のように住友ゴム事件では、労働組合の団体交渉権を認める判決がでた。
- 3)そして中労委は2010年になって突然、労使双方に和解を進めてきた。我が方はもちろん問題解決になれば何時でも和解に応じると応えたが、会社は予想通り命令を頂きたいと応え、和解に応じる気配はなかった。
- 4)この和解の過程で信じられないことが起こった。中労委が和解の意向を打診するために『直ぐ近くにある』会社に出かけて行った(?!?)というのである。会社では弁護士が待っていて「命令を頂きたい」と応えたらしい。確かに、ニチアスは同じ建物というわけではないが、中労委の『直ぐ近くにある』。中労委のどんな地位の人が、何のつもりで行ったのかは知らないが、これは親切すぎないか。和解の打診のために労働委員会に『お越し頂いた』という経験をお持ちの労働組合があれば、是非教えていただきたい。果たして中労委は、公正・公平なのか?
- 5)和解は成立せず、中労委は2010年3月31日に第三部会で合議し、本件の命令を決めた。そしてその命令が交付されたのは、5月28日である。この2ヶ月間は何だったのか?
- 3、この長い命令を待つ間に、住友ゴム事件の神戸地裁と大阪高裁の判決を批判する論文が出された。もちろん学者が自説を述べ大いに論争することには、何の問題もない。
- 1)鎌田耕一・東洋大学法学部教授は2009年6月に「最近の労働判例の動きについてー平成20年言渡し分ー」で、神戸地裁判決は労働者性を認める例外が広すぎる批判している。また土田道夫・同志社大学法学部教授は、2010年3月に「石綿関連疾患者による退職後の団交要求と『雇用する労働者』性」という論文で、大阪高裁判決を批判し、退職後の石綿関連疾患者の「労働者性」を否定している。
- 2)問題はこの論文を掲載した雑誌である。財団法人労委協会が発行する「中央労働時報」がそれである。財団法人労委協会は、主務官庁は厚生労働省で、住所は労働委員会会館である。
- 3)このことについて中央労働委員会の労働者側委員は、財団法人労委協会に対して、「『中央労働時報』の読者の多くは、労働委員会の審査、調整事件に関わる労働委員会関係者である。『中央労働時報』

の発行元と性格から言って、『中央労働時報』の掲載内容は労働委員会関係者に大きな参考となるものである。とりわけ『連載 評論・労使関係法』は判断にあたっての『指針』に近いものと、読者からは受け取られるものと言っても過言ではない。…(今後同種事件の増加が予想される中で)中央労働委員会で石綿関連疾患者の『雇用する労働者』性が争われている事案について、未だ再審査命令が

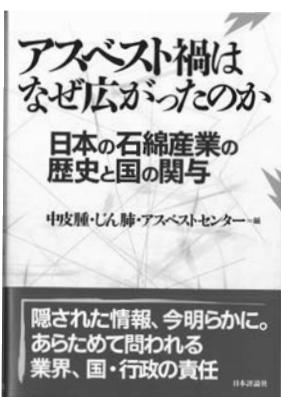
出ないうちに、退職後の石綿関連疾患労働者の『労働者』性を否定する論文を掲載することは予断を与える目的を持つものとして極めて遺憾である。」として、相応の善処方を求める「要請書」を出した。

久し振りの敗戦に目覚めの悪い今日この頃である。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881
E-mail:joshrc@jca.apc.org URL:<http://www.jca.apc.org/joshrc/>

アスベスト禍はなぜ広がったのか 日本の石綿産業の歴史と国の関与



中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかつたのかを問う。

日本評論社 A5判 248ページ
定価 2520円

過労疾患の労災認定率が低下！ 2009年度 脳・心臓疾患、精神障害 労災補償状況発表

2009年度の脳・心臓疾患・精神障害の労災認定件数が発表された（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006kgn.html>）。

脳・心臓疾患では、請求件数、決定件数、支給決定件数が減少した。特に支給決定件数は前年度に比べて84件（22.3%）も減少した。請求・支給決定件数ともに「運輸・郵便業」が最も多く、職種も「自動車運転者」がもっとも多い。年齢別では請求は50歳代が最も多いが、決定件数では、40歳代が37件、30歳代が28件と50歳代の26件を上回っている。

精神障害の請求件数は、1136件と1000件

を突破、22%増加したが、脳・心臓疾患と同じく決定件数・支給件数は減少した。請求件数では「社会保険・社会福祉・介護事業」が多く、支給決定件数では「総合工事業」が多かった。職種では請求件数は「一般事務従事者」、支給件数は「商品販売従事者」が多かった。年齢別では、30歳代が最も多い。

今回、出来事別の精神障害の決定支給件数が初めて発表された。

決定件数・支給件数ともに一番多いのは、「仕事の量・質の変化」の類型の「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」で、決定件数114件、支給件数55件である。同じ類型にある「勤務・拘束時間が

表1 脳・心臓疾患の労災請求・認定件数

		2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
脳・心臓疾患	請求件数	819	742	816	869	938	931	889	767
	決定件数	785	708	669	749	818	856	797	709
	支給決定件数	317	314	294	330	355	392	377	293
	不支給件数	468	394	375	419	463	464	420	416
	未決定等件数	34	34	147	120	120	75	92	58
うち死亡	請求件数	355	319	335	336	315	318	304	237
	決定件数	379	344	316	328	303	316	313	253
	支給決定件数	160	158	150	157	147	142	158	106
認定率		40.4%	44.4%	43.9%	44.1%	43.4%	45.8%	47.3%	41.3%

表2 精神障害等の労災請求・認定件数

		2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
精神障害等	請求件数	341	447	524	656	819	952	927	1136
	決定件数	296	340	425	449	607	812	862	852
	支給決定件数	100	108	130	127	205	268	269	234
	不支給件数	196	232	295	322	402	544	593	618
	未決定等件数	45	107	99	207	212	140	65	284
うち死亡	請求件数	112	122	121	147	176	164	148	157
	決定件数	124	113	135	106	156	178	161	140
	支給決定件数	43	40	45	42	66	81	66	63
認定率		33.8%	31.8%	30.6%	28.3%	33.8%	33.0%	31.2%	27.5%

長時間化する出来事が生じた」も決定件数44件、支給件数25件で3番目に多い。この2項目は心理的負荷の強度が「II」である。相談対応の中でも仕事の内容の変化にかかる心理的負荷があった事例が多いと感じていたが、今回の発表で数字としてはつきりした。2番目に多かったのは、「悲惨な事故や災害の体験(目撃)をした」(強度II)で決定件数64件、支給件数37件である。

昨年4月の改定で新設された「ひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」(強度III)という項目は「重度の病気やケガをした」(強度III、決定69件、支給16件)と並んで支給件数が16件(決定件数42件)で4番目に多かった。

「上司とのトラブルがあった」は決定件数134件と多数なのに対して、支給件数9件と認定率はわずか6.7%であったが、それでも認定9件は5番目に多かった。

6番目は支給6件の「顧客や取引先からクレームを受けた」(強度II)で決定件数14件で認定割合が高い、この項目も改定で強度「I」から「II」へ変更されている。

7番目支給5件は、「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」(強度III、決定13件)で、5件中4件が自殺事例である。同じく5件は、「転職をした」(強度II、決定26件)。

「セクシュアルハラスメントを受けた」(強度II)は4件で、決定件数16件に対して認定率は25%とやはり低い。

それ以外で注目したいのは、「退職を強要された」が「強度III」であるにもかかわらず決定件数20件に対して支給4件と、わずか

20%の認定率であったことだ。

また、「その他」として決定件数148件、支給件数30件とあったが、その内容は対象となる出来事が認められなかつた事案や心理的負荷が極度のものということだが、おそらくここに特別な出来事の3項目が含まれていると思われる。1、生死に関わる事故への遭遇など心理的負荷が極度のもの、2、業務上の傷病により6か月以上療養中の者に発病した精神障害で、病状が急変し極度の苦痛を伴った場合、3、極度の長時間労働で、数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働がありうつ病の発病原因となるおそれがある、というこの3項目についてそれぞれの請求・決定・支給件数が出なかつたのは残念である。

項目別に決定・認定件数を出しただけでは、実際にどのような内容で決定がなされたのか知ることができないが、これをもとに厚生労働省にはもっと働きかけていきたい。

しかしながらよりも問題なのは、脳・心臓疾患、精神疾患とともに認定率が低下したことである。請求件数が増加すれば、認定率が下がることも考えられるが、脳・心臓疾患に関しては、請求件数も下がっている。いったい何が原因かは厚労省による分析がなく、これまで、認定率がわずかながら上がってきていた経緯があるので、わからないからといって見過ごしにすることはできない。

連載 それぞれのアスベスト禍 その5

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

悲しい再会

こんな事があるのだろうか、とわが耳を疑った。2009年8月、患者と家族の会関西支部集会で2人の男女が出会った。胸膜中皮腫患者のS子さんと遺族の立場で参加しているKさんだ。2人は中学校時代の知り合いだった。Kさんはこの少し前の6月1日に妹のM子さんを胸膜中皮腫で亡くしていた。

2008年の夏、私の携帯が鳴ったが知らない番号が表示されている。「誰だろう?」電話に出てみると若い女性の声だった。「患者さんの情報が知りたいのです」という、か細い不安そうな声。何処で私の携帯番号を知ったのですか?と尋ねると患者と家族の会HPで見たという。集会の案内をする時には私の携帯番号を明示する事も多々あるがこの時もそうだった。50歳になったばかりのM子さんは5年も前から胸水の貯留を繰り返していて、中皮腫と診断がついた時には「ステージIV」と宣告を受けたそうだ。当然の如くにアリムタ投与が始まり、放射線治療も行った。その中でM子さんがとても気についていた事は「石綿曝露の原因」だった。

M子さん生家は親の代からの電気店、いわゆる「街の電気屋さん」だ。石綿との接点

が不明な彼女が病院の医師にその事を伝えると「解った!」と大きな声を発し「実家の仕事が原因だ」と言わされたとか。医師の受け止め方としては「電気工事業」のイメージが強かったのだろう。実際この医師の元患者で経理事務をしていた女性が、中皮腫で労災認定されている。彼女が経理事務をしていた事務所には、毎日作業服を着た現場の人達が出入りしていたのだ。そして同僚の現場監督も肺がんで労災認定されている。しかしM子さんの生家はその様な事務所ではない。店にはテレビ・掃除機・トースター等が並んでいる。「父親も兄達も一生懸命に働いてきて、そのせいで私が病気になったのならばとても申し訳ない事だ」と涙を浮かべるM子さんの姿に打たれて、私は調査を開始した。

場所は、堺市の少し海側。和歌山へと続く幹線道路が走っている一帯だ。昔からの住宅が多いこの場所に何が有るのか?大きな工場も無い。阿倍野から走ってくる「チンチン電車」がのんびりと行き交う。ハッとした。少し前に石綿麻袋の再生工場に勤務していた方の労災認定事例が発生していた。M子さんの近隣に大きな麻袋関連の工場が有ったので、もしかしたらこの工場が原因なのでは?と思った。しかしその後の調査で、この会社からは石綿関連情報が出てこなかった。ではなぜ?…。ふと厚生労働省発

表の石綿事業場に堺市内の麻袋業が有る事を思い出した。「ヘッシャン商事」という変わった名前だった。図書館に行き古地図を調べたら、M子さんの生家から1km圏内だった。

M子さんより5歳年上のお兄さんにも「近所で石綿などの工場が無かったか」と聞いて貰っていた。すると「石綿かどうか解らないが、裏で麻袋を扱う工場が有った」との返事。M子さん宅の真裏には「藤田商店」という(今は他に移転しているが)石綿麻袋の再生工場が有った事が判明した。労災認定者も出ている。操業時期も一致した。間違いない。M子さんに伝えると「有難うございます」と泣いた。病気になった事は悲しいけれども、父親や兄達の仕事が原因ではない事が解って心が楽になりました」と大きな瞳から涙が溢れていた。

M子さんから電話が有った2ヶ月後位に、S子さんとの出会いが有った。尼崎支部の集会に、患者と家族の会HPを見て参加してきたのだ。自己紹介の折「発病して9年過ぎました」という言葉に会場からはどよめきが起った。S子さんは発病後に片肺全摘手術をして、その後再発を繰り返しながらも懸命に頑張っていた。「石綿を何処で吸ったのか解りません。生まれは堺市です。」「え～！…後でお話を聞かせてください！」と私は叫んでいた。後の調査でS子さんは、先に書いたヘッシャン商事の被害者だと判明した。

「引き寄せられる」という言葉をよく聞いた。カメラマンの今井明さんが、被害者を取り続けてきたカメラマン活動の中で実感した事だという。私はこの日の尼崎集会には参加を躊躇っていた。しかし車谷先生の講演があるので参加した、というのが正直な

気持ちだった。そしてその会場でS子さんと出会った。S子さんと出会う事により、堺市内で起こっている「石綿麻袋被害」の実態が少し解ってきた。ヘッシャン商事の元役員の話では「麻袋は、何処かが大量に仕入れてきて小さな工場に分けていた」そうだ。その麻袋を出していた工場を彼は知らなかつた。ちなみに藤田商店は、かつてクボタ旧神崎工場から入札したという。

M子さんは、温熱療法などを用いて一時は体力も回復したかに見えたが2009年6月1日、帰らぬ人となった。その2ヶ月後の関西支部集会にM子さんの兄が参加して「中学校同級生」だったS子さんと出会った。M子さんの訃報を知られていなかった事もあり、S子さんの顔は青ざめていた。S子さんが帰宅する時にはM子さんの兄が送つて行き同級生時代の話で心が和んだというが、後で私に何度も「今日は悲しくて眠れない」と訴えていた。

2010年3月26日、S子さんからメールが入ってきた。「26、27日と東京に出掛けているはずが、まだ病室で残念です。私の思いを乗せて古川さんに託します。」昨年の集会ではデモ行進も先導車に乗つて参加してくれた。きっと今年も元気であれば参加しただろう。S子さんが力尽きたのは4月3日だ。3月28日に発信してきたメールが最後となつた。

「まあ、沢山の参加ご苦労様でしたね！ゆっくり休んで下さいませ。私はまだ自分で起きたり出来ません。もう少ししたら顔をお見せ下さい。連絡いれます！」。

来年の「新法制定5周年大集会」には彼女も天国から参加するに違いない。

アスベスト報道ダイジェスト 2010年5月

- 5/2 アスベストを含んだ建築廃材を、高温の蒸気で無害化する新技術を新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と戸田建設、大旺新洋が共同で開発。高温で溶かす既存の方法と比べ、処理温度を抑えられ、コストとエネルギーを大幅に節約できる。2012年度の事業化を目指す。
- 5/6 ヤンマーはコンパインの部品に法定基準（重量の0.1%）を超える石綿が含まれていたとして、販売店などを通じて部品を10日から無償交換する。部品の生産を委託した中国企業が法定基準以上の石綿を含むゴム製パッキングを使用。
- 5/9 アスベストが原因で死亡した富士市の男性について、検査済みのわずかな細胞を再検査する「細胞診」の手法で中皮腫と確定し、国がアスベストによる労災と認めていたことが分かった。原告である男性の遺族は静岡地裁での行政訴訟を取り下げた。男性は1958～97年に石綿関連会社に勤務し、01年に63歳で亡くなった。死亡診断は「がん性腹膜炎」だった。遺族は06年に労災補償を請求したが、富士労働基準監督署は不支給とし、2度の行政不服審査でも棄却され、08年に静岡地裁に提訴していた。原告側は腹水を検査した際の細胞標本が病院に残っていたことから、細胞診による再検査が可能と弁論で主張。国側がこの標本の細胞診を山口県立総合医療センターの亀井敏昭病理科部長兼中央検査部長に依頼し、悪性中皮腫と診断された。富士労基署は3月、処分を取り消し、支給決定した。
- 5/18 造船所で働いていた宮地秋廣がアスベストによる肺がんで死亡したのは、粉じん発生を防止する措置を怠ったためだとして、堺市の遺族が元請けの三井造船に、計約6400万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。宮地さんは1964年から77年まで、下請け会社の溶接工として大阪市の同社造船所で勤務。2000年に肺がんで死亡。
- 5/19 中小の紡績工場が集中した大阪府南部の泉南地域でアスベストを吸い、肺がんなどを発症した元労働者や周辺住民らが国に損害賠償を求めた集団訴訟で、大阪地裁は「1960年の時点で規制する義務があったのに怠った」と国の責任を認め、賠償を命じる判決を言い渡した。判決は原告26人について、計約4億3500万円の損害賠償を命じた。周辺住民ら3人の請求は棄却した。
- 東京都環境局は、09年度の都所有施設のアスベスト使用状況調査で、新たに53施設でアスベストの使用が判明したと発表。うち51施設が都営住宅で、順次対策を実施中で、6月中には51施設すべてで完了する予定。
- 5/20 石綿被害で国の責任を初めて認めた大阪泉州アスベスト国家賠償訴訟の大蔵地裁判決を受け、原告団は厚生労働省、環境省前や東京都内で約1000人が参加して集会を開き、国に控訴しないよう訴えた。
- 5/21 政府は著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺と

- びまん性胸膜肥厚を、石綿健康被害救済法の対象指定疾患とする政令改正を閣議決定した。救済対象者には医療費の自己負担分のほか、月額約10万円の療養手当を給付、7月1日から施行する。
- 5/24 大阪府南部の泉南地域の石綿による健康被害を巡り、19日の大阪地裁判決を受け、原告と弁護団が厚生労働省で会見し、控訴の断念などを求める要請書を同省に提出したと発表した。原告らは、24日から控訴期限の6月2日まで、厚労省前などで座り込みや集会を行った。
- 5/25 アスベストによる健康被害が多い関西で患者を発掘しようと、泉南アスベスト訴訟にかかわった専門医らが6月3日、アスベスト被害の研究拠点を大阪に設立する。NPO法人「職業性疾患・疫学リサーチセンター」（東京）の関西支部（東大阪市）で、疫学調査や健康診断のほか、経験が浅い医師にレントゲンの画像診断方法などを伝え、医療技術の向上をめざす。泉南訴訟で原告側証人を務めた「みずしま内科クリニック」の水島潔院長の呼びかけに大阪、兵庫、京都の建設労働組合などが協力、疫学調査には立命館大学も加わり、連携を強めることで関西全体の被害者の掘り起こしを進める。
- 5/28 大阪府泉州地域の石綿被害を巡り国家賠償を求めた泉南アスベスト訴訟の大蔵地裁判決を受け、府は被害の抜本的な解決を求める要望書を厚生労働、環境の両省に提出した。要望書では、石綿肺を石綿健康被害救済法の指定疾患に加える▽検診方法の確立、治療方法の研究、治療態勢の充実を図る▽建築物の石綿除去を促すため助成・融資制度を講じることを求めた。
- 5/29 ニチアスに、退職者らの労働組合がアスベスト被害の補償や実態解明で団体交渉を始めたのに対し、中央労働委員会が棄却する決定を出した。初審の奈良県労委は08年、交渉拒否は不当労働行為として団交に応じるよう命令。ニチアスが再審査を申し立てていた。同様の石綿被害退職者労組が、兵庫県労委の団交否定の決定取り消しを求めた訴訟では大阪高裁が09年12月、団交権を認める判決を出してあり、労働委と司法判断が分かれた。中労委は「団交義務に疑問を抱かざるを得ないほど退職後長期間（約25～50年）が経過した」「使用者が独自の救済措置を講じている」などと理由を挙げた。退職者労組側は中労委の決定取り消しを求めて、東京地裁に提訴する方針。
- 5/31 大阪府の泉南地域のアスベスト健康被害をめぐり、国の「不作為責任」を認めた大阪地裁判決を受け、政府は関係閣僚会議を開き、控訴する方針を決めた。長妻昭厚生労働相は、裁判中にも亡くなる原告がいることなどを挙げ、早期解決のためにも控訴断念を訴えた。しかし、仙谷由人国家安全戦略相らが、他の被害者への影響や検討期間の短さなどを指摘。最終的には仙谷国家安全戦略相に対応を一任した。

韓国からのニュース

■週84時間の殺人的勤務で亡くなった20代の消防公務員

消防公務員の長時間労働と過労は広く知られた事実である。長時間労働の主な原因是、24時間の体面交代勤務である。最近地方自治体は24時間の体面交代勤務を3交代勤務に切り替えるための人材補充を進めている。こうした中で7日、ソウル高等法院は脳出血で死亡した20代の消防公務員の公務上疾病を認めた。

週当り84時間の体面交代勤務

2004年に京畿道の消防公務員として任用されたキム・某(死亡当時28才)は、K消防署所属の119安全センターで救急隊員として仕事をした。キム氏は一日24時間ずつ、2交代の隔日制の形態で働いた。週当りの勤務時間は、何と84時間に及んだ。

2008年3月に他のセンターに配置転換させられた後、キム氏は非番の日にも1種大型免許を取得し、北漢山の火災対応マニュアルも作成した。同じ年の2月11日、崇礼門(南大門)の火災事故後、消防防災庁は直ちに消防官署別に文化財などに対する火災対応マニュアルの開発を指示した。同じ年の4月から5月まで、センターの消防公務員が2人1組で、北山一帯にある管内の文化財と、大型火災に弱い施設の一つずつを担当して、効果的に火災を鎮圧するための指針書を作成しなければならなかった。

洗面所で脳出血で倒れて

キム氏は非番だった2008年4月28日の午前10時から午後5時まで、同僚と一緒にマニュアル作成の資料調査のために北漢山に行った。同僚と夕食を終えた後帰宅し、家で午後10時55分までマニュアルを作成した。その日の午後11時20分頃、キム氏は洗面所で倒れて病院に移されたが、翌月2日に脳圧上昇・脳幹機能不全・重症脳くも膜下出血(脳出血)で亡くなった。

キム氏の母親は、公務員年金公団に遺族補償金の支給を請求した。しかし公団は「公務上の疾病による死亡とは見られない」として、遺族補償金不支給の処分を行った。

1審の行政法院も公務上疾病を認めなかつたが、2審のソウル高法は遺族の手をあげた。ソウル高法は判決文で、「長期間の交代勤務による免疫力の低下、持続的な過労とストレスによる一時的な脳圧上昇が、脳動脈瘤などキム氏の既存疾患と重なって、脳くも膜下出血を誘発したと推測・判断することができる」とした。

ストレスのきつい消防公務員

キム氏は死亡直前の2008年3月から4月の1ヶ月間に、全部で77回も出動した。週当り18回。亞洲大産学協力団が消防防災庁の依頼により2008年4月に発表した『消防公務員の外傷後ストレス実態分析研究』によると、調査対象の消防公務員の場合、週当り10回未満の出動が56.4%に達し、10~19回の出動も22.8%と調査された。このような

事実に照らしてみると、キム氏の出勤回数は、業務が過重な上位約20%に含まれる。

キム氏の遺族を代理して訴訟を担当したイ・ジョンファン弁護士(ター補償法律事務所)は、「今回の判決は激務に苦しめられる消防公務員の勤務形態・勤労時間などに対して、適切な補償がなされる契機を作ったということに意味がある」と話した。2010年4月19日 民衆の声 チョ・ヒョンミ記者

■労災死亡率OECD 1位…先進国扱い『考えることさえできない』／国際労働界「労組がなければ、労働者の健康は守れない」

世界労災死亡労働者追慕の日を一日前にした27日、労災死亡対策作りの共同キャンペーン団が、GS建設を『2010最悪の殺人企業』に選定した。労働部によれば、毎年産業災害で死亡する労働者は2千人を越えている。特に建設業は毎年、単一業種では最も多い死者を出している。共同キャンペーン団が2006年から選定している4つの最悪の殺人企業の内、3企業(GS建設・現代建設・コリア2000)が建設業関連企業である。

GS建設は2005年に利川のGSホームショッピング物流センターで9人の労働者が死亡した事件で、2006年最悪の殺人企業に選ばれたことがある。しかしGS建設はこの間にも政府から安全に関する各種の受賞歴を誇っている。韓国産業安全保健公団が授けた無災害目標達成賞、労働部長官が授けた『建設現場安全活動優秀事例最高賞』、ソウル市が授けた『優秀管理建築工事場最優秀賞』などがそれである。

産業災害の『共犯者』になった政府

共同キャンペーン団は「各種受賞歴を持っているGS建設が、最悪の殺人企業に選ばれた」として、「韓国の建設企業評価基準に深刻な問題があるということを端的に示している」と批判した。

そのような状況で、最近大統領所属の地方分権促進委員会が、労働部の産業安全保健の一部の機能を地方に委譲することを決めて、労働界の憂慮が大きくなっている。キム・ドンマン韓国労総副委員長は「昨年地方自治体で産業安全保健法に違反した件数が393回にもなる」として「地方自治体は産業安全保健業務を遂行する専門性も、人材もない」と批判した。

OECD会員国中で労災死亡が最も多く

最近公開された産業安全保健研究院の報告書によれば、韓国は経済協力開発機構(OECD)会員国の中で、事故死亡10万人率(10万人当たり死者数)が20.99で最も高かった。比較可能なOECD 21会員国の中で最も高かった。英国(0.7)やノルウェー(1.31)、スイス(1.4)とは格差が非常に大きく、メキシコ(10.0)やカナダ(5.9)、スロバキア(5.0)よりも高かった。

産業災害が減らない理由の一つとして、事業主に対する『温情』処罰が指摘されている。産業安全保健法は、事業主の法違反によって労働者が死亡した場合、7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処すように規定している。しかし2008年、利川冷凍倉庫で火災が発生して40人の労働者が死亡したが、事業主は罰金2千万ウォンの判決を受けただけである。

チョン・ヘギョン民主労総副委員長は「イ・

ミョンバク政府は企業主の利潤のために、労働者に犠牲を要求している」とし、「安全保健総括責任者のような産業安全保健法に明示された事業の注意義務も、廃止される危機に面している」と憂慮した。

今年の世界労災死亡労働者追慕の日を迎えて、国際労働団体が決めたスローガンは、「労組があつてこそ、労働者が安全で健康だ」である。しかし政府は、労組を圧迫する政策を強化している。政府の政策が反対に向かっているという憂慮は小さくはない。

2010年4月28日 民衆の声 チョ・ヒョンミ記者

■「韓国タイヤの労働者、半分が疾病の危険」／パク・ウンヨン大徳区庁長候補、労働部の資料公開

韓国タイヤの労働者の10人に1人が職業性疾病に進展する恐れや、職業性疾病を持っていていることが分かった。

パク・ウンヨン大田市大徳区庁長選挙の無所属候補(韓国タイヤ有機溶剤疑問死対策委員会・委員長)が公開した労働部の資料によると、昨年、韓国タイヤの労働者3559人に特殊検診を行った結果、職業性疾病に進展する恐れがあつて追跡検査が必要な要観察者は441人、職業性疾病的所見がある職業病有所見者は23人と確認された。特に職業病有所見者は2007年の1人から23人に急増した。

全職員4495人を対象に一般検診を実施した結果、一般的な病気に進展する恐れがあり、追跡検査など観察が必要な労働者は965人、一般疾病有所見者は1274人に達した。全労

働者の中で49.8%に病気の危険性があつたり、病気になっている。

パク・ウンヨン候補は「李明博大統領とハンナラ党候補のチョン・ヨンギ大徳区庁長は、韓国タイヤの労働者の集団死亡と職業病発病の事態を解決しなければならない」。「工場周辺の土壤汚染度を測定し、住民の健康診断を実施しなければならない」と主張した。2010年5月10日 民衆の声 チョ・ヒョンミ記者

■三星半導体労働者5人、労災申請／故キム・ギョンミ氏の遺族は補償申請、被害者45人に増加

三星電子半導体工場で仕事をして、職業性癌などにかかった労働者と遺族が13日、集団で産業災害療養と遺族補償・葬儀費支給を申請した。三星半導体工場を含む三星電子LCD・三星電気などで仕事をし、癌などの病気にかかったことを明らかにした労働者が45人にも達すると確認され、衝撃を与えている。

「半導体労働者の健康と人権を守る『パンオルリム』」は、ソウル永登浦の金属労組会議室で『三星職業病被害者証言大会』を行つて、このように明らかにした。今まで『パンオルリム』に情報提供された職業病被害者は全部で45人で、このうち40人が癌発生の被害者であり、5人は珍しい疾患を病んでいると確認された。17人はすでに亡くなっている。

この日勤労福祉公団に労災療養を申請した労働者は、三星半導体温陽工場で仕事をして再生不良性貧血にかかったユ氏(28)、三

星半導体器興工場に勤めて乳癌にかかったシン氏(31)、三星半導体器興工場に勤めて肉芽腫にかかったキム氏(41)、やはり三星半導体器興工場に勤めて急性骨髓性白血病にかかったチュ氏(50)の4人。三星半導体器興工場で仕事をして急性骨髓性白血病にかかり、昨年11月に亡くなった故キム・ギョンミ氏(30)の遺族は、遺族補償と葬儀費の支給を申請した。この日、当事者たちは大部分が病院で闘病中のため証言大会に参加できず、ユ氏の父親のユ・ヨンジョン氏(58)と妹のユ・ミョンスク氏(26)が参加し、ユ氏の状況を伝えた。三星半導体の職業病問題を初めて公にした故ファン・ユミ氏の父親ファン・サンギ氏、故ファン・ミヌン氏の妻チョン・エジョン氏も大会に参加した。2010年5月17日

民衆の声 ク・ドフィ記者

■三星半導体の内部用『環境手帳』に発癌物質が記載され／『機密』手帳公開…発癌物質6種、危険物質40種余りを使用

三星電子半導体の工場で、多様な発癌性物質と刺激性危険物質が使われたことが疑われる内部『環境手帳』が公開され、波紋が予想される。

〈ハンギョレ21〉は、三星半導体器興工場で、工程管理業務を担当するエンジニアに支給された『環境手帳』を入手し、専門家たちによってこれを分析したと報道した。この手帳は業務補助用で、三星が直接製作したもの。三星はこの間営業上の『機密』という理由で、半導体工場で使う化学物質については公開を拒否してきた。

〈ハンギョレ21〉によれば、手帳に記載さ

れた『工程別環境影響因子』目録を専門家が分析した結果、『工程別環境影響因子』目録には6種類の発癌性物質があることが明らかになった。トリクロロエチレン(TCE)、シンナー、感光液(PR)、などである。

まず『洗浄・蝕刻』工程で発癌物質のTCEが使われると分かった。TCEは白血病、肝臓癌、腎臓癌、脳腫瘍、乳癌などを起こす発癌物質で、4月に三星が半導体ラインを公開した時、1995年以後は使っていないと主張した物質だ。

同じ工程で使われるティメティラセトウアミドも発癌性物質である。特に別名『ドボン・ドボン工程』と呼ばれ、化学物質が入った水槽にウェハーを漬けて抜く動作を繰り返す洗浄作業は三星半導体器興工場の3ラインで働いて急性白血病にかかって死亡したファン・ユミ氏が担当したものだ。

また『イオン注入』工程では発癌性物質のアルシンが使われ、『写真』工程で使われる感光液には、重クロム酸塩とベンゼンの2種類の発癌物質が入っていることが分かった。ベンゼンは『シンナー』にも含まれるが、シンナーは洗浄・蝕刻・写真工程の全てで使われる。感光液を除去するのに使われる硫酸もやはり癌を誘発させる物質だ。

この他に環境手帳から40種余りの『刺激性物質』も確認され、このうちの10種余りは発癌性の有無がいまだ研究されていない『未確認』物質だと分かった。

これに対して三星電子は、手帳の存在は認めながら、報道された通りの化学物質がすべて使われたのではないと否認した。

三星電子の関係者は「手帳はエンジニア

に一般的な内容を説明するためのもので、こういう化学物質が産業現場で使われるという意味だ。使わない物質も記されている」。「エンジニアは設備を直接取り扱い、管理するため、このような手帳が必要だ」と説明した。

更に発癌物質使用の疑惑については「TCEは95年以後は使わず、ティメティラセトウアミドもやはり使わない。工場で使われるシンナーも一般的な化学物質のシンナーではなく、感光液も使うことは使うが、ベンゼンは入っていない」とし、「アルシンナ硫酸などの管理して使用できる物質は、安全に管理して使っている」と強調した。

環境手帳が工程管理エンジニアだけに支給され、半導体生産ラインで働く女性労働者たちには支給されていないという報道については、「手帳にどんな内容が書かれているのか正確には分からぬ。調べてみなければならない」としつつも、「作業者は決まった所で、安全に管理された環境下で作業している」と話した。

先月三星電子は、半導体工場の勤務環境と白血病発病の相関関係に対する絶え間のない疑惑を解消するために生産ラインを公開し、国内外の専門機関と共同で再調査を行うことにした。しかし今月の初めに白血病と診断された労働者が追加して現れ、労働者の集団労災申請が続くなど問題が絶えず、困惑している。**2010年5月24日 民衆の声 ク・トヒ記者**

■建築・設備物石綿安全管理義務化／労働部、産業保健基準に関する規則改正、25日立

法予告

これから事業主は、建築物に含まれた石綿資材に労働者が曝露しないように、義務的に安全措置を取らなければならない。

労働部は25日、このような内容を骨子とする産業保健基準に関する規則改正案を立法予告する予定だ。改正案によれば建築・設備の天井材に使われた石綿含有資材が、損傷・老朽化し、労働者が曝露する恐れがある場合、事業主はこれを除去・取り替えるなど、必要な措置をしなければならない。また、石綿の解体・除去作業など、危険な作業に従事する労働者は、事業主から支給された保護具を着用しなければならず、該当の場所では喫煙・食事をできない。

今回の改正案は70年代以後、建築材料として多く使われた老朽石綿資材の管理の必要性により、石綿粉塵の発生を防止するために新しく導入された。産業保健基準に関する規則改正案は、来月14日までの意見収斂を経て、法制処の審査が終わる8月に公布・施行される予定だ。

一方、現代建設・三星物産・大宇建設など請負順位上位10建設会社は、この日環境部と、『石綿安全管理の自発的協約』を初めて締結した。協約によってこれらの団体は、石綿解体・除去作業の徹底した管理・監督と、石綿廃棄物の適正な処理管理に努め、石綿解体・除去作業者の教育と、親環境技術の開発・普及を始める計画だ。環境部は細部履行指針を来月までに用意し、協約参加機関が提出した履行計画書によって実績を評価した後、優秀機関を選定・表彰する方針だ。環境部は「政府が推進している石綿管理総合

対策により、建築物の使用・撤去・廃棄などの全過程にわたる石綿管理体系を整えるための、関連業界の自発的協約という点に意味がある」と話した。2010年5月24日 民衆の声 キム・ウンソン記者

■地下鉄駅員の肺癌と業務上疾病

最近建設など労働現場で石綿に対する関心がぐんぐん高まっている。昨年建設産業連盟は石綿被害建設労働者の検索・支援国民キャンペーンを行って注目された。石綿が一番最初に争点化された労働現場は地下鉄だった。2001年と2002年、ソウル地下鉄の駅舎を標本抽出して有害物質実態調査を行った結果、換気ダクト、継ぎ手のガスケットにある纖維状物質の90%以上が石綿だと分かった。ガスケットからは少なくて10~15%、多くは30~40%の白石綿が検出された。大法院は2007年、駅員として働いていた労働者の肺癌を業務上疾病と認定する判決を出した。

駅員として勤務、18年目で肺癌に

85年にソウルメトロに輸送事務職として入社したK氏(死亡当時43才)。彼は駅員として地下にある駅舎内で乗車券の販売、検・集札所、機器状態の確認、故障時の初動措置、不正乗車の取り締まり、事故予防、線路状態の確認などの業務を行った。そのうち2001年3月に細胞肺癌の一種、腺癌の診断を受け、2003年1月に死亡した。

K氏が85年から89年まで、24時間交代で働いた地下鉄2号線の蚕室駅では、87年5月から88年7月まで工事が行われた。近くで建築中だったロッテワールドの地下1階

入口と地下駅の通路を連結するために、既存の出入口1ヶ所を地下道に変え、停留所の換気口1ヶ所を移設する工事であった。工事の過程で蚕室駅の該当の部分の天井と床・壁が一部解体され、換気室も一部が撤去された。換気ダクトの継ぎ手のガスケットも取り壊した。

福祉公団、業務上疾病的認定をせず

蚕室駅舎は我が国に石綿の有害性が良く知られていなかった80年代から83年の間に竣工したソウル地下鉄2号線の駅舎の一つだ。職員が使う駅事務所・キップ売場などの床材に、石綿が1%含まれた塩化ビニールアスタイルが使われ、換気ダクト継ぎ手部のガスケットにも相当量の石綿が含まれていた。当時公社は、床材とガスケット解体工事をしながら、特別な石綿飛散防止対策を立てていなかった。K氏は20年間、1日平均2箱のタバコを吸った。腺癌は肺癌の中で比較的喫煙と関連性は少ないが、全くないわけではない。

K氏の肺癌を勤労福祉公団は業務上疾病と認めなかつたが、4年間の訴訟の結果、遺族は業務上疾病という最高裁の判決を引き出した。

最高裁は「故人の業務内容と、蚕室駅勤務当時の蚕室駅舎での通路連結工事の石綿曝露の程度、石綿の有害性と肺癌の関連性などを総合すれば、87年から88年までの蚕室駅勤務中に石綿に曝露し、石綿が1つの原因になって肺癌が発病し、自然的な進行経過の異常によって悪化した」と判示した。2010年5月24日 民衆の声 チョ・ヒョンミ記者
(翻訳: 中村 猛)

前線から

対日通・ニチアス中皮腫 損害訴訟で証人尋問

大 阪

6月9日(水)、大阪地裁1010号法廷において日通・ニチアスを被告とした吉崎さんの裁判が行われた。吉崎和美さんと日通側の証人の尋問とあって、この日は多くの支援者で傍聴席を埋め尽くし、途中で数名の入れ替わりが必要になつた。吉崎姉妹の健気な姿と和美さんのしっかりとした意見陳述には傍聴席からすすり泣きの声が漏れていた。

ニチアス側の反対尋問では、吉崎忠司さんと患者と家族の会の出会いにも質問が及んだ。忠司さんが患者と家族の会に電話をしてきたのは2004年2月だった。患者と家族の会が設立されたという新聞記事がきっかけだったと記憶している。初めて吉崎邸を訪問したのは2004年5月初旬。吉崎忠司さんの実弟と

葛城労働基準監督署の担当者がいた。忠司さんは中皮腫を発症して労災申請するも、認定基準の一つである「胸膜プラーカ」の確認を巡って調査が難航していた。それから数カ月後、検査の為に採取していく組織に僅かに胸膜プラーカが確認されて労災認定となつた。この一連の時間の経過を後になって忠司さんはとても悔しがっていた。

労災認定後、忠司さんは日通と賠償交渉を始めたが「退職者には適用されない」という冷たい答えしか

返って来なかつた。病状の進行と共に体力が衰えていた忠司さんは怒りの表情で語つた。「せめてもう2ヶ月早く労災認定されていれば、もっと元気な状況で話し合いができたのに」と。労災認定基準にあった「胸膜プラーカの確認」でかなりの時間を費やしてしまったことを悔やまれていた。

「後に残るのは妻と娘達だから、出来れば裁判などしないで話し合いで解決をしたい。」と故吉崎忠司さんから聞いたのは彼が亡くなる2ヶ月前の事だった。しかし日通・ニチアスの不誠実な態度は、吉崎さん一家を裁判闘争に巻き込んでしまった。涙の提訴会見をしてから2年余り、吉崎さん姉妹はよく頑張つた。あと一息だ。

はつりじん肺損害賠償訴訟 第2回期日報告

大 阪

前回期日である3月18日から2カ月以上経つたにもかかわらず、被告企業か

らの書面が揃わないなどの問題もあり、今回は大きな進展が見られなかつた。原

告としては、せめて原告が作業を行ったとして訴状に添付した作業現場の認否をしてもらいたいと考えていたが、それも叶わないまますでに提訴から半年が過ぎてしまっている。この状況に対し、3社ある被告の足並みが揃うのを待つではなく、原告から被告に対して積極的に求釈明を行っていくよう裁判所から促されたこともあり、次回以降は原告から働きかけていくことになる。

争点のひとつである、会社が一度つぶれた場合は原告に対する賠償責任がなくなるか、という問題については、依然被告ががんばって抵抗しているのでしばらく議論が続くことになる。被告の一社である佐藤工業によると、会社がつぶれたときに原告からじん肺罹患に基づく損害賠償請求権があることを会社に届出してもおかなくてはならないという。しかし原告としては、発症しないかぎりどんな被害に遭ったのか分かるはずがない。第一回期日での意見陳述で山田さんが述べたように、「病気になりたく

てはつり作業をしていたわけではない」のである。また、作業当時は会社が倒産しようと思前が変わろうと、従来と同じように仕事を被告からもらっていたのだから、倒産したから責任がなくなるとの被告の主張は原告には到底受け入れられるものではない。

今回は原告のうちから、植田さん、小橋川さん、徳田さんが意見陳述を行った。一番手は植田さんである。植田さんは常日頃から「裁判官が同じ人間や。自分たちの気持ちはきっと伝わる。堂々と意見を述べたらええ。」と言っているとおり、胸を張って意見を述べてくれた。かすれ気味の声を無理に振り絞って、はつり屋がどのように扱われてきたのか、どれだけ悔しい思いをしてきたかを陳述した。続く小橋川さんははつり屋の仕事の請け方を端的に語り、しんがりの徳田さんにつなぐ。徳田さんの意見は、日々体が弱っていく実感から現役はつり工の健康被害に対する懸念にまで及んだ。3名がそれぞれの経験や現在の状況を余

すところなく陳述したおかげで、裁判官から「原告本人もこのように言っていますし、被告の方も具体的な認否を」と意見が出る成果を生んだ。自分たちの意見が裁判を動かしていると各原告は実感しているだろうか。次回期日は7月22日（午後3時、大阪地裁2F大法廷）、次回も原告3名の意見陳述を予定している。できるだけ多くの方からのご支援を傍聴席からお願いしたい。



5月の新聞記事から

5/1 1956年5月1日の水俣病公式確認から54年、熊本県水俣市の水俣病慰靈碑前で犠牲者慰靈式が営まれた。鳩山由紀夫首相は歴代首相として初めて参列し、被害拡大を防げなかつた国の責任を認めて謝罪した。首相はまた2013年に開催が予定の国際的な水銀汚染防止のための条約採択会議を日本に招致し「水俣条約」と名付けるよう提案する考えを表明した。

5/13 09年の自殺者のうち原因・動機に「失業」が含まれる人は1071人で、前年から7割近く増えたことが、警察庁が発表した自殺統計で分かった。雇用情勢の悪化が影響しているとみられ、特に30代の増加率は9割近くに達する。人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺率は、20代と30代で過去最悪だった。自殺者総数は3万2845人で前年より596人増え、12年連続で3万人を超えた。

5/14 2009年の労災による死者数が前年比193人(15.2%)減の1075人と、01年以降9年連続で過去最少を更新した。労災による死者数は建設業が371人(34.5%)で最多。製造業が186人(17.3%)、陸上貨物運送事業が122人(11.3%)。一度に3人以上が死傷するなどした重大労災は、前年より53件(18.9%)減少し228件。死者数は46人で前年より14人減。派遣労働者の死傷者数は2864人(うち死者23人)。5631人の前年より2767人減少した。派遣労働者が減ったことも背景にあるとみられる。

国立極地研究所は南極昭和基地で男性隊員がクレーン車の操作を誤り右足を骨折する事故が起きたと発表した。14日、隊員が基地内でクレーン車で軽油約1キロリットルが入ったタンクを移動中、クレーン車をタンクに寄せ過ぎ、誤って無限軌道とタンクの間に右足を挟んだ。

5/19 2008年に三重県志摩市に近畿日本鉄道系列施設「賢島新生院」の女性社員(19)が自殺したのは、職場でのセクハラで統合失調症になつたのが原因として、両親が同社に1億円余りの損害賠償を求めた訴訟の判決で、津地裁はセクハラの事実を認め、計20万円の支払いを命じた。セクハラと自殺の因果関係は認めなかつた。女性は07年6月の新入社員歓迎会で上司に尻を触られた。原告は女性社員がその後、会社を辞めさせてもらはず精神的に追い詰められて08年1月に自殺したとしていたが、判決は認めなかつた。

長崎県警佐世保署はトラック運転手に過労運転をさせていたとして、道交法違反容疑で、運送会社「竹松運輸」と運行管理者の男性社員を書類送検した。同署によると、佐世保市で昨年12月、この運転手のトラックがバイクに衝突、運転していた女性を死亡させる事故があつた。運転手が「過労で居眠り運転をした」と話したことから、同署が運行記録を押収するなどして調べていた。

5/21 愛知県豊川市職員の堀照伸さんがうつ病で自殺したのは、自分の部下に対する上司のパワーハラスメントなどが原因だとして、妻しづゑさんが公務災害認定を求める訴訟の控訴審判決が名古屋高裁であつた。裁判長は自殺と公務の因果関係を認定。1審名古屋地裁判決を取り消し、原告側逆転勝訴の判決を言い渡した。原告代理人の岩井羊一弁護士は「直接ではないパワハラを心的負荷として認めた画期的な判決」と評価した。堀さんは02年4月、豊川市児童課長になったが、難易度

の高い仕事が多かった上、自分の部下に対する上司の叱責が心理的負担になり、うつ病を発症。同5月上司を批判する内容や「もう疲れました。無念」などと記されたメモを残して自殺した。

5/22 日本精神神経学会など4学会の理事長らは、広島市で記者会見し、「うつ病について国家的課題として啓発に取り組むべきだ」とする提言をまとめた。同日まで開かれていた日本精神神経学会総会で共同宣言として採択した。うつ病問題について、精神医療にかかる学会が公式見解を出すのは初めて。

5/25 07年8月に突然死した飲食店チェーン「日本海庄や」従業員、吹上元康さんの両親が、過重な時間外労働が原因だとして、経営する「大庄」と社長ら4人に約1億円の損害賠償を求めた訴訟の判決が京都地裁であつた。裁判長は被告らに連帯して約7860万円を支払うよう命じた。原告代理人の松丸正弁護士は「こうした訴訟で役員ら個人の責任を認めるのは珍しい」と話している。吹上さんは07年4月に入社し、大津市の石山駅店で調理や接客を担当。死亡前4ヶ月間の月平均時間外労働は112時間に上っていた。

5/27 労災で顔や首に大やけどをした京都府の男性が、女性よりも障害等級が低いのは男女平等を定めた憲法に反するとして、国の補償給付処分取り消しを求める訴訟の判決で、京都地裁は「不合理な差別的取り扱い、違憲」と判断し、処分を取り消した。原告側の代理人によると、性差別を理由に障害等級を違憲とした判決は初めて。労災保険法に基づく厚生労働省令では「外貌に著しい醜状を残すもの」として顔などにけがが残った場合、女性の障害等級を7級、男性を12級と規定。

5/28 年間3万人を超える自殺を防ぐため、今年1月、厚生労働省に設けられた「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」がこれまでの4回にわたり会合で検討してきた「自殺・うつ病等対策」を取りまとめた。今後の同省の対策として5本柱を掲げてあり、同省では職場のメンタルヘルスや地域の精神保健医療の整備などに注力していく方針だ。対策の5本柱は、(1)普及啓発の重点的実施(2)ゲートキーパー機能の充実と地域連携体制の構築(3)職場におけるメンタルヘルス対策・職場復帰支援の充実(4)アウトリーチ(訪問支援)の充実(5)精神保健医療改革の推進。職場での健康診断で精神疾患も対象とし、企業に取り組みの強化を求める。31日には専門家や労使代表でつくる「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」を立ち上げ、法制化を含めた方針づくりを進める。

5/31 住友生命保険相互会社(大阪市)の女性社員が、上司の男性からセクハラを受けたとして、男性と同社に660万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が神戸地裁柏原支部であつた。裁判官は同社の使用者責任も認めて男性と同社に110万円の賠償を命じた。判決は5月13日付。女性は、07年7月~08年6月、男性から体を触られたりキスをされそうになつたりした。男性は社内調査に一部の行為を認め、08年12月、けん責処分を受けた。女性は「会社のセクハラ防止の取り組みが不十分だった」とも主張していたが、裁判官は「マニュアルを作成し、研修もしており、相応の体制を整えていた」と退けた。